

忘れずに毎年受けましょう

町では、秋の狂犬病予防注射を実施します。

予防接種の対象は、生後 91 日以上の犬を飼っている方です。犬を登録済みで、まだ予防注射が済んでいないと思われる方には、町から案内通知を送付しますので、必ず予防注射を受けてください。なお、当日は郵送された案内通知を忘れずにお持ちください。

犬を飼い始めるときは犬の登録と、年 1 回の狂犬病予防注射の接種が飼い主に義務付けられています。皆様のご協力をお願いします。

▶実施日程 10月14日(日)午前9時～正午

▶場所 役場大型車庫棟前

▶料金 1頭につき3,100円(予防接種料2,550円、注射済票交付手数料550円) ※犬の登録をする方はこの他に登録料3,000円がかかります。

問い合わせ 役場住民課環境係
(☎ 611-2507)

▶都合の付かない方 最寄りの動物病院で予防注射を受けてください。また、生後 90 日以内の犬の場合は、90 日を過ぎてから登録および予防注射を受けてください。

▶紫波郡内の動物病院

①小川動物病院

(南矢幅第 16-30-14 ☎ 697-6652)

②みゆう動物病院

(西徳田 5-20 ☎ 698-2221)

③やはばわんにゃんクリニック

(高田 15-46-1 ☎ 613-8033)

④けやき並木動物病院

(紫波町日詰西 6-6-24 ☎ 672-5456)

お願い

毎年、役場に犬の糞やおしっこによる苦情が多く寄せられます。散歩をするときに他人の敷地内はもちろん、壁などの周辺に排せつをすることはマナー違反です。ビニール袋などを持ち歩き、必ず後始末をしましょう。



犬の 予防注射

保険金請求や見舞金の受取りに必要な 罹災・被災証明書の申請

建物などが被災した場合、公的支援や保険金請求手続きのために、町で交付する証明書が必要になる場合があります。

証明書は「罹災証明書」と「被災証明書」があります。証明する内容や申請期限がそれぞれ異なりますので、右の表で確認してください。

台風や地震の後には早めの被害確認をして、証明書が必要な場合はご連絡をお願いします。

▶問い合わせ 役場
税務課資産係 (☎ 611-2525)



	罹災証明書	被災証明書
証明する内容	建物の被害程度を証明	被災したことの届出があったことを証明
証明する対象	持家、貸家、借家、事務所、店舗、工場、作業所、倉庫など	人的被害(死亡・重症など)、物的被害(車、門、塀、家具、家財など)
証明申請できる期間	災害が発生した日の翌日から3カ月以内	災害が発生した日の翌日から6カ月以内
必要なもの	申請書、身分証明書(運転免許証、保険証など)、代理人の場合は委任状 ※現地調査を行います。	申請書、身分証明書(運転免許証、保険証など)、被災状況が分かるもの(写真、資料、診断書など)

※被害状況が分かるものは、地震や落雷など被災原因によって異なります。事前に問い合わせるとスムーズに発行できます。

10/15～10/21 違反建築防止週間です

ブロック塀など建築物の点検を！

10月15日(月)から10月21日(日)までは違反建築防止週間です。この週間は、建築基準法の目的、制度について認識し、安全で住みよい街づくりのために違反建築をなくすことを目的としています。

【県は18日にパトロールを実施】

週間行事の一つとして、県では10月18日(木)に県下全域で建築物が法に適合した状態で建てられているかどうか確認する「公開一斉パトロール」を実施します。

現在建築工事中の方は、「現場の見やすいところに確認表示板が掲示されているか、設計図書が現場に備えられているか」を確かめてください。

また、建築工事が完了後に申請する「完了検査申請書」を提出していない方は、直ちに手続きを進めてください。

【ブロック塀の安全確認を】

構造基準を満たしていないブロック塀などは、地震時に倒壊のおそれがあります。塀の所有者は自主点検を行い、危険性を感じた場合は、建築士などの専門家へ相談し、適切な補修などを行います。

【週間期間は相談窓口を設置】

この週間中、下記の場所に建築相談所を設置して皆さんのご相談に応じます。ぜひご利用ください。

▶建築相談所

◎岩手県県土整備部建築住宅課 (☎ 629-5935、F A X 651-4160)

◎盛岡広域振興局土木部 (☎ 629-6650、F A X 652-6924)

ブロック塀の点検ポイント

次の項目を点検し、1つでも不適合があれば危険ですので、改善しましょう。

！点検ポイント！

- 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から2.2m以下
- 塀の厚さは十分か
・塀の厚さは10 ϕ 以上
・塀の高さが2 ϕ 超2.2 ϕ 以下の場合は15 ϕ 以上
- 塀の高さが1.2 ϕ 超の場合
控え壁はあるか
・塀の長さ3.4m以下ごとに塀の高さの1/5の控え壁を設ける
・突出した控え壁が必要
- コンクリートの基礎があるか
- 塀に傾き、ひび割れはないか

自動車の安全運転は思いやりとゆずり合いから

急ブレーキ・幅寄せは危険です

こんな場面に遭遇したことありませんか？

- ①「車間距離を詰められた」
- ②「緊急回避以外で急ブレーキをされた」
- ③「オレンジ色の車線を走行中に車線変更していた」

これらあおり運転などの行為は、重大な交通事故につながる危険があります。

先ほどの場面は道路交通法違反(①車間距離保持義務違反②急ブレーキ禁止違反③進路変更禁止違反)となり、最悪の場合、危険運転致死傷罪(妨害目的運転)や刑法の暴行罪に該当することもあります。

危険と感じたら 安全な場所に避難

必要以上に後ろの車に追われる、前方の車の動きがあやしいなど危険と感じたときは、サービスエリアやパーキングエリアなどの交通事故に遭わない場所に避難してください。

無理な進路変更や追い越しなどは絶対にやめましょう。



思いやり・ゆずり合いで 安全運転を

車を運転するときは、周りの車の動きなどに注意し、相手への思いやりの気持ちを持って、ゆずり合いの運転をすることが大切です。

交通事故防止のためには、前の車が急に止まっても、これに追突しないような安全な速度と車間距離をとる必要があります。

正しい交通ルールを守った運転で、皆さんが安全・快適に通行できる交通環境をつくりましょう。

▶問い合わせ 役場総務課防災安全室 (☎ 611-2708)